

「The 2026 NAHB International Builders' Show (IBS)」

米国（オーランド）

ジャパンパビリオンの出展参加者の募集について

当協会は、日本政府が掲げる「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、製材及び合板の輸出促進を進めており、その一環として、The 2026 NAHB International Builders' Show (IBS)にジャパンパビリオンを出展し、日本産木材の宣伝普及活動を行います。

「The 2026 NAHB International Builders' Show (IBS)」(米国・オーランド市)

2026年2月17日(火)から19日(木)まで

ジャパンパビリオンでは、日本産木材とりわけ構造材の米国への輸出の促進をはかるため、品質面、機能面、技術面において優れているもの、または、木材の使用方法において、独創的なもの、日本の文化の紹介に資するものなど、日本産木材を普及するに相応しい建築用構造材、内外装材、建具等を展示する予定です。

つきましては、趣旨に賛同し、ジャパンパビリオンにおいて日本産木材を使用した製品を展示し、宣伝普及を行う方を募集しますので、参加を希望される方は、別添の「2026 NAHB IBS (米国・オーランド) ジャパンパビリオン出展参加者募集要領」を熟読の上、同要領の「5. 出展申請」に基づき、以下の期日までにご応募下さい。

なお、本取り組みは、令和6年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち品目団体輸出力強化緊急支援事業を活用して実施されるものです。

(募集締切日)

2025年8月8日(金)(必着)

令和7年5月12日

一般社団法人日本木材輸出振興協会

事務局長 吉野 示右

別添

令和 7 年 5 月 12 日

2026 NAHB IBS（米国・オーランド）ジャパンパビリオン出展参加者募集要領

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出額を 2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円とする目標の達成に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき輸出拡大の取組を強力に推進しています。

一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下、「協会」という。）では、このうち製材及び合板の輸出促進を図る品目団体としてこれら製品の輸出拡大に取り組んでいます。

こうした中、米国において木材を構造用に使用するために必要とされる設計強度が米国製材規格委員会（ALSC）において認められ（2024 年 4 月：ヒノキのツーバイフォー材、2025 年 4 月：スギのツーバイフォー材）、これらについて構造材として米国に輸出することが可能となりましたので、今後米国建築関係者にこのことを広く情報発信していくことが重要となっています。

The 2026 NAHB International Builders' Show (IBS)におけるジャパンパビリオンの出展は、こうした背景の中、日本産木材を利用した製品の効果的な宣伝普及の支援を行うことにより、海外におけるヒノキ、スギをはじめとする日本産木材製品の認知度向上、販売促進を図ることを目的としています。

なお本事業は、令和 6 年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち品目団体輸出力強化緊急支援事業で実施するものです。

2. 実施内容

（1）概要

The 2026 NAHB IBS にジャパンパビリオン（以下、「ジャパンパビリオン」という。）を出展し、ヒノキ、スギをはじめとする日本産木材を使用した建築用構造材、内外装材、建具等の輸出に取り組む意欲のある出展者と連携し、出展による PR を主とする宣伝普及活動、アンケートの調査等を行うことにより、オールジャパンで海外需要の創出に組み込みます。

（2）主要内容

ア 出展コンセプト

ジャパンパビリオンにおいて、日本産の木質構造材や内外装材等を中心とした日本産木材製品を展示するとともに、本格的な利用期となったヒノキ、スギに関する人工林資源の

情報やヒノキ、スギに関する設計強度にかかる情報等を紹介し、日本のヒノキ、スギの材の良さ、輸出ポテンシャルをアピールします。

イ 募集する出展物

日本産木材を使用した建築用構造材、内外装材、建具等。品質面、機能面、技術面において優れているもの、木材の使用方法において、独創的なもの、日本の文化の紹介に資するもの等。

ウ 出展面積

1,000 Square feet (約 90 m²) (建築資材エリア内)

エ 日本産木材製品の PR

ジャパンパビリオンの出展効果や日本産木材製品の認知度を高めるために、カラー広告・告知企画記事の掲載などによる事前プロモーション活動、パンフレットの配布などによる出展中の宣伝普及を行います。

オ アンケート調査の実施

ジャパンパビリオンの来場者を対象とする木材利用ニーズや日本産木材への評価・意見等に関するアンケート調査を行い、その結果を分析し出展者及び輸出に取り組む事業者等に提供します。

3. 募集要項

(1) 出展物の要件

日本産木材を使用した建築用構造材、内外装材、建具等

(2) 募集面積

総面積 1,000 Square feet (約 90 m²)。

各出展者の展示面積及び展示位置は、出展希望者の状況等を踏まえ、協会で決定させていただきます。必ずしも出展希望者のご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

(3) 出展経費

① 協会負担の経費

- ・ 展示スペースの借料 (基本備品費を含む)
- ・ 展示スペースまでの電気などの工事費
- ・ ジャパンパビリオン全体の装飾費
- ・ 共通の広告費 (集客のための広告等)
- ・ 通訳 (共通に係るものに限る)

- ・ ジャパンパビリオン用の電気料
- ・ 現地展示会場管理者による展示運営管理費

② 出展者の自己負担となる経費

上記①以外の経費であり、その主要なものは以下のとおりです。

- ・ 出展物やパンフレット類の輸送に要する経費
- ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ・ 出展物の配置・展示・運営の経費、並びに出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
- ・ その他、出展者の都合により発生する個別経費

4. 応募資格等

日本産木材を使用した製品の製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者がパビリオンにおいて宣伝普及活動を行うことができ、また開催後に成果等の報告を行うことができる者。

5. 出展申請

出展希望者は、別紙の様式1「出展申込書」、様式2「特別装飾等申込書」及び様式3「出展終了後処理連絡書」にご記入のうえ、次に掲げる書類を添えてEメールにより下記期日までに協会にご提出下さい。

出展参加申込資料 → [別紙ダウンロード](#)

但し、協会がこれまで実施した海外出展に参加した実績がある者に限り、下記①、②の提出は不要です。

- ① 組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く。）
- ② 過去2カ年の主要活動を明記した書類又は組織のパンフレット

なお、応募数が募集面積を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。また、出展物としてふさわしくないと考えられる際には、ご参加をお断りすることがあります。

件名：2026 NAHB IBS ジャパンパビリオン出展申請（申請団体名）
Eメール送付先：ibs@j-wood.org
担当者：畑、宮武、伊井、玉本
募集期限：2025年8月8日（金） 必着

6. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、応募資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知するとともに、協会ウェブサイトにおいて公表します。

（審査事項）

- ① 日本産木材（主にスギ、ヒノキ）を使用した建築用構造材、内外装材、建具等の輸出促進に資するか。
- ② 海外市場の開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。
- ③ 海外市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 日本産木材（主にスギ、ヒノキ）の良さ、品質、機能性を PR できるものであるか。
- ⑤ パビリオンの出品構成がバランスのとれたものとなるか。

7. 出展に係る遵守事項等

（1）出展物の管理

出展物の管理は、各出展者の責任において行うものとします。

（2）出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の宣伝普及、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

（3）輸送について

出展物の輸送については、出展者側で運送会社を手配するものとします。

（4）展示装飾

展示全体の基本的構成・設計・デザイン、基本装飾（施設、備品など）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

また、出展者は、特別装飾が必要な場合は、様式2の用紙に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。

（5）出展物の実演

出展者は、展示スペースにおいて、実演することができます。ただし、協会は、会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

出展物を実演する場合は、様式2の用紙に記入して下さい。

（6）映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、様式2の用紙に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(7) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄など）を出展物ごとに定め、「出展物展示後処理連絡書」（様式3）に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により所定の期日までに希望の処理方法で処理できない場合は、協会は、出展者の相談に応じて、出展者とその対応を協議することとします。

(8) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(9) 出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は、協会から、出展結果の報告を求められた際は、「出展結果報告書」（別途配布）により、所定期日までに提出するものとします。

(10) アンケートへのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行うアンケート調査に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

行政の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の取り扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることができるものとします。

8. 出展事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することができるものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- a) 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、本展示事業が開催中止等となった場合
- b) 開催期日、方法等の条件等に大きな変更があった場合
- c) その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業への出展が不適當もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合で出展の取り消し、もしくは出展物の大幅な変更がある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、出展者の確定後 30 日以内に限りです。

協会は、出展者が、本要領を遵守することができない場合、出展の取り決めに解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

9. お問い合わせ

郵便番号 112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4 階

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275

担当者： 畑、宮武、伊井、玉本

E メール： ibs@j-wood.org

10. 2026 NAHB IBS の概要

主催者	THE 2026 NAHB International Builders' Show (IBS)
会 場	Orange County Convention Center (OCCC) 9800 International Drive Orlando, FL 32819
会 期	2026 年 2 月 17 日 (火) から 2 月 19 日 (木)
ウェブサイト	https://www.buildersshow.com/
その他	会場は、以下のとおり 2 ホール、6 製品エリアに分かれており、Japan Pavilion は West Hall の建築資材エリアに設置されます。 <u>ブース番号： W6853</u> West Hall： 建築資材、グローバル製品 South & North Hall： 建築道具、システム、機材、安全設備 アウトドア、レジャー、モジュール構造 グローバルプロダクト 内装、室内設備 ビジネス経営、技術サービス